

第3回妹背牛町議会定例会 第2号

令和5年9月29日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 財政健全化判断比率報告
 - 4) 町長 行政報告
 - 5) 教育長 教育行政報告
- 3 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 4 報告第 5号 専決処分の報告について（令和5年度妹背牛町一般会計補正予算（第4号））
- 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度妹背牛町一般会計補正予算（第5号））
- 7 同意第14号 妹背牛町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 同意第15号 妹背牛町教育委員会委員の任命について
- 9 一般質問
 - 1) 鈴木正彦 議員
 - 2) 渡辺倫代 議員
 - 3) 佐々木和夫 議員
 - 4) 田中春夫 議員

○出席議員（9名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 田中春夫 君 | 2番 佐々木和夫 君 |
| 3番 鈴木正彦 君 | 4番 成瀬勝幸 君 |
| 5番 赤藤敏仁 君 | 6番 小林一晃 君 |
| 7番 中山義博 君 | 8番 渡辺倫代 君 |
| 9番 広田毅 君 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 一 典 君
副 町 長	滝 本 昇 司 君
教 育 長	廣 澤 勉 君
総 務 課 長	北 口 信 彦 君
企画振興課長	鎌 田 秀 章 君
住 民 課 長	石 井 昌 宏 君
健康福祉課長	愛 山 智 弘 君
建 設 課 長	西 田 慎 也 君
教 育 課 長	川 上 善 樹 君
農 政 課 長	横 井 憲 一 君
農委事務局長	清 水 野 勇 君
代表監査委員	菅 原 竹 雄 君
農 委 会 長	板 垣 耕 徳 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 一 光 君
書 記	笹 尾 翔 大 君

◎開議の宣告

○議長（広田 毅君） おはようございます。

ただいま議員全員の出席がありますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広田 毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、田中春夫君、佐々木和夫君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（広田 毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（広田 毅君） 町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず、その前に妹背牛町議会議員選挙後初の定例会となっております、議会と、そして理事者一同力を合わせ、切磋琢磨しながら町民の理解の得られる調和点を目指し町政運営をしていく、初心を忘れず邁進していく所存ですので、どうかご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、最初に建設工事等の発注状況につきましてでございますが、お手元にお配りしてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

2番目の主な政務についてでございますが、まずは8月6日に第40回目を迎えたもせうし夏まつりを開催し、しちりんを囲んでの香ばしい焼き肉や各団体の露店、イベントではお笑い芸人ホリさんで祭を盛り上げ、雨模様で打ち上げが危ぶまれましたが、200発にわたる花火の輝きに多くの来場者、町民の方には第40回目となる記念の夏祭りを提供することができました。また、同月10日には、町内特設会場におきまして、もせうし豊年盆踊り大会が開催され、盆踊りの曲やもせうしこがね太鼓の音が響く会場では浴衣を着た子供たちやユニークな仮装姿で参加されていた団体などが会場を盛り上げ、町民の皆様には夏の風物詩を楽しんでいただけたものと思っております。次に、9月5日、4年ぶりとなる敬老会を開催。従前とは形を少し変えての開催でございましたが、妹背牛町の礎を築

かれた諸先輩方の元気なお姿を拝見することができました。開催に当たり、ご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げる次第です。その他の政務については、後ほどお目通しをいただければと思います。

ここで、皆さんも関心のあるところでございますが、妹背牛の基幹産業であります米の生育状況について一言。21日には、カントリーエレベーターの視察に赴きまして、JA北いぶき、黒田組合長より説明をいただきました。あの台風による倒伏や熱波により様々に不安な要素もある中、米価も多少ではありますが、上昇傾向にございまして、平年作以上の出来秋にはなるであろうと伺っております。現在妹背牛町の基幹産業であります広がる圃場では、稲刈りなどの最終段階に入っているところとお聞きしております。

また、札幌市大通り公園付近では、オータムフェストにて役場職員が中心となり妹背牛町の特産物を自治体として販売し、町の宣伝に努めている最中です。この28、29、30日の3日間、札幌にお立ち寄りの際などは激励の言葉などをかけてあげていただければありがたいと思います。

それでは、その他の政務につきましては後ほどお目通しいただければということで、3番目に今後開催されます主な行事といたしまして、平成26年度の設計から約10年、念願の妹背牛橋がこのたび完成し、10月6日に開通式並びに開通式典を深川市と共催にて挙げる運びとなっております。本町の歴史に残る本事業の完成を皆様方と共に町を挙げ、祝いたいと考えております。また、妹背牛町総合文化祭が4年ぶりの開催予定とお聞きしております。会員各位におかれましては、日頃の努力の成果を披露できる喜びを分かち合い、会場にお越しの皆様と共感できることが今から待ち遠しいところであります。なお、例年この文化祭の場を借りまして、本町の発展に貢献されました方々の表彰式の開催を予定しております。

以上、これまでの主な行事と今後の予定について行政報告をさせていただきます。

また、最後になりますが、実は1週間ほど前から未確認ではございましたが、一部の地域で熊の目撃情報があり、その特定の地域には既に注意喚起を行っているところでございましたが、その後昨日2か所での熊の足跡の発見通報なども寄せられており、注意喚起の看板設置及び全町民への周知等を図っている最中です。警察署と協力し、このことに関して町民の安全を守る方向で一意専心してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（広田 毅君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（広田 毅君） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） （登壇） それでは、6月定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

まず、一般庶務関係ですが、7月10日に沼田町で開催された北空知管内市町教育委員研修会、さらには7月21日に札幌市で開催された北海道市町村教育委員会研修会、いずれも教育委員さんと私が参加し、先進事例の発表等を聞いてまいりました。8月5日には、岩見沢市で実施された令和6年度北海道公立学校教員採用候補者選考第二次検査におきまして、空知教育局長より委嘱され、検査員として従事してまいりました。8月25日開催の第6回教育委員会では、令和6年度から使用する教科用図書の決定及び令和5年度全国学力・学習状況調査結果の公表につきまして協議したところでございます。

次に、学校教育関係ですが、6月3日の小学校大運動会では、夜中に強い雨が降り心配されたところではありましたが、教職員らが早朝からグラウンドに砂を入れて整備したおかげで無事開催することができ、子供たちの元気な姿を見ることができました。7月12日の教育委員学校訪問では、小学校、中学校から学校経営計画の説明を受け、授業参観の後意見交換などを行ってございます。

2枚目を御覧ください。最後に、社会教育関係ですが、7月16日には雨竜沼湿原で総勢14名の参加で町民登山を実施してございます。7月24日から8月2日までの期間、総合体育館前で実施したいきいきラジオ体操では、延べ106名の参加をいただいております。8月2日から4日に当別町道民の森で実施したぼくたちわたしたち体験隊では、小学生11名、中学生4名、計15名が参加し、また8月7日に札幌市で木下大サーカスを鑑賞したチャレンジワールドでは小学生23名が参加しており、いずれの事業も子供たちにとって貴重な体験を提供することができたと思っております。

以上、主な会議及び事業につきましてご報告させていただきましたが、その他の事項につきましては後ほどお目通しをくださいますようお願いしまして、教育行政報告といたします。

○議長（広田 毅君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第3 報告第4号及び日程第4 報告第5号

○議長（広田 毅君） 日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（令和5年度妹背牛町一般会計補正予算（第4号））の2件については、関連がありますので、一括して報告を行います。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（広田 毅君） これから質疑を行います。

初めに、報告第4号。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君） 終わります。

次に、報告第5号。

(「なし」の声あり)

○議長(広田 毅君) 終わります。

質疑を終わります。

これで報告第4号及び第5号の報告を終わります。

◎日程第5 承認第4号及び日程第6 承認第5号

○議長(広田 毅君) 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)及び日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度妹背牛町一般会計補正予算(第5号))の2件については、関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時19分

○議長(広田 毅君) 再開をいたします。

専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)

○議長(広田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(広田 毅君) 討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。承認第4号について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(広田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

次に、日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度妹背牛町一般会計補正予算第5号)、この件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君）（説明、記載省略）

○議長（広田 毅君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君）討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。承認第5号について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広田 毅君）異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

◎日程第7 同意第14号

○議長（広田 毅君）日程第7、同意第14号 妹背牛町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（広田 毅君）提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（広田 毅君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君）討論を終わります。

これより同意第14号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広田 毅君）異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第15号

○議長（広田 毅君） 日程第8、同意第15号 妹背牛町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（広田 毅君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（広田 毅君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（広田 毅君） 討論を終わります。

これより同意第15号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広田 毅君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第9 一般質問

○議長（広田 毅君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問いたします。

町長の国、道に対する要請活動についてお伺いいたします。令和3年12月定例において、同僚議員から地域の要望や職員と共に作成した事業計画を実現するために、町長は行動力を持って国、道の議員との交渉をし、道筋を立てるのが重要な仕事と考える。国会議員、道会議員への直接陳情に行かないのはなぜなのでしょうかとこの質問に対し、要請活動については衆議院議員選挙の前後であったり、東京でのコロナ蔓延状況もあり、なかなか動けなかった。コロナ終息を見据え、順次話合い、私の熱意をそこで証明させていただく。今後においても重要な個別案件については、その都度単独で要請をしていきたいとの答弁でしたが、つい最近にある国会議員から町長から要請はないと聞かされました。コロナも2類から5類へと緩和され、行動制限も緩やかになり、既に数か月が過ぎておりますが、国会議員や道会議員への直接陳情の現状をお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの鈴木議員からの一般質問にご答弁をさせていただきます。

地域の要望や職員と共に作成した事業計画遂行のため、必要な国会議員や道会議員への陳情に赴かないのはなぜかというご質問をいただいております。その答弁の時期につきましては、コロナ蔓延の状況があったり、国政選挙の時期であったりと確かに動きにくい時期であったと振り返っております。また、現在までには個別案件としまして、米穀乾燥貯蔵施設の設備に関して与党の国会議員の先生を中心にJ A北いぶきと一緒に陳情に行き、当時の農林水産課長と膝を交える機会を用意していただきました。そのため、補助を受ける段取りに功を奏した経験もさせていただきます。さらには、一番大きな水田利活用交付金の見直しという農水政策の変更に際し、空知の市町団体に陳情を行うなど大きな動きは現在も続いておりますし、また雨竜川河川団体での治水の陳情要望時には欠かさず出席をし、挨拶を交わしてきております。

議員ご質問の件ですが、妹背牛町の単独事業での地域要望、また要請活動の有無についてだと思われますので、ご答弁を申し上げます。災害は確かに少ない地域ではございますが、近年の気温の上昇傾向から鑑みますと、今年も8月5日から6日にかけてのいわゆる線状降水帯のような断続的な降水量の増加による雨竜川氾濫警戒水位の上昇などもございました。今後とも滝川河川事務所及び札幌開発建設部、気象局とふだんより情報共有をしながら治水の点から地域を守るために必要な要望を道や国に上げていく必要性を痛感しているところでございます。

また、妹背牛町独自の案件といたしましては、妹背牛温泉ペペルの大規模改修を含む8事業がございまして、このうち11億5,300万円に対し配分傾向は全国的に例年より要望額が大幅に増加したことから9億8,890万円ほどで、過疎対策事業債と言われていたものの1次配分額が要望額より今のところ1億2,000万円減額されているため、これは私たちのちょっと弱い財政規模に関しましては2次の要望で配分額を増額していただきたい、この旨を、これは既に空知総合振興局局長に聞き取りの席ではお話をさせていただいており、協力を呼びかけておりますが、この案件に関しましては当該地区選出の道議会議員及び国会議員の先生にも働きかけをお願いする案件であると認識をしておるところでございます。

また、10月6日に予定されております妹背牛橋開通の暁には、国道12号線と高速道深川西インターを結ぶこの連絡の要所となる深川稲田線、ここを深川市のほうから片道2車線の区間として跨線橋まで延伸することが実はおととしの空知の道路期成会で空知の要望として取り上げられております。そのことに関しましても、当該地区の道議会議員の先生を含め10区選出の国会議員の先生にも陳情していく格好の材料であると認識をしております。秋の総選挙のうわさが今のところ聞こえてまいりませんので、総務を通じ先生の都合と調整をして11月早めの中央要望の時期に合わせ、妹背牛町として動きをしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3 番議員、鈴木正彦君。

○3 番（鈴木正彦君） いろいろな対応をしているということなので、それに対してちょっと別の角度からというか、いろいろな情報をまずは紹介したいなど。

近隣の首長さんの状況をまず確認させてもらったのですが、先ほど町長がおっしゃられたように期成会等々で東京に出向かれた際には、それを利用して前乗りであるとか、居残りであるとかということをしてしながら団体での要望ではなくて、それを利用したうちの町の状況を説明されているというような行動をされておるようです。

たまたま今話に出ましたけれども、10 区の代議士が総務副大臣になられまして、こんな絶好のチャンスはないのではないのか。また、北海道出身の代議士の先生もいろいろ政務官であるとかなられておられますので、チャンスは幾らでもあると思いますので、挨拶がないぞとか、あまり来ないぞとか、それから妹背牛の現状を近隣の首長さんと話をして理解しているなんていうことが言われぬような形で頑張っていたいただきたいのかなと思っております。

関連がありますので、警察の派出所の件に関してもちょっとお伺いしたいと思います。妹背牛町の派出所の人員ですが、残念ながら現在1 名体制になっています。春までは2 名体制で所長と部長との2 名体制でやられておったのですが、どうも10 月の人事異動がありそうなのですけれども、そこに増えるような情報が入っておりませんが、どのような要望されているのか、お伺いしたいと思います。

町長は議員時代に、行政に必要なお金は国からぶん取ってくればよいというような発言を多くされておりました。現在もそのお考えは変わらないのか、お伺いしたいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

先般10 区の国会議員の先生が総務省の副大臣ということで拜命を受けたということで、これもお祝いの電話を入れて、これからもお付き合いをよろしくお願ひしますと。

先ほど苦言を呈された内容でございますが、確かに要望なきところに予算は下りないということで、最後に鈴木議員が申されました予算をぶん取ってくるということは、こちらの要望を伝え続けて、それに合理性のあるところに先生のお力をいただきながら予算を取ってくるという意味でございますが、それに対しては今のところ考えは変わっておりません。

それから、近隣の首長の中では要望団体、団体で行くときに前乗り、相乗りをするということで、自分の町の問題を国会議員の先生に陳情する機会を得ているという話も私の耳にも入っております。もしそういう国の案件が必要な場合には、ぜひともそういう声を上げていただき、私も注意深く周知しながらそのことに関して力を合わせていっていただければ

いいと思いますので、またお声がけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つ、妹背牛警察署の巡査部長が令和5年4月いっぱい深川方面に異動となつてごひます。議員ご指摘のとおり、その後5か月間現在まで補充はなされておひません。この件に関しましては、総務課を通じ深川警察署に既に問ひ合わせている最中でありましたが、先般北海道警察の人事案件であり、現時点ではお答へすることはできない旨の返答は来ておひます。もちろん地域の安全、防犯のためにも現在までの警察官2名体制維持は私も必要と考へておひますので、深川警察署長に地域の要望、陳情の案件として出向こうと考へておひます。私としましては、近隣、雨竜町、秩父別町の警官勤務体制を見ながら要請活動の必要性を感じておひ、雨竜は既に1名体制、それから妹背牛町は2、700名近くの人口、秩父別は2、400名規模であるにもかかわらず、秩父別は2名体制という状況もごひます。こういう意味でも地域の実情、要望、それから防犯に関することを渡会前議長とも相談をしていた矢先でございました。そして、近々警察署長が直々で妹背牛町に依頼の件があつて来庁される予定があるとお聞きしておひましたので、そのタイミングで要望をお伝へするのがいいのかと考へていた矢先でござひますが、今鈴木議員よりご質問ありましたが新たに体制をつくられました広田議長を中心に議会のほうにもお話をさせていただき、地域住民の要望として重みを持つために議会とも協力して深川署に陳情のご挨拶方々行きたいと思つておひますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 今ほどありましたように、警察のほうには粘り強く要望をしていただきたいと思ひます。

あと、最初の答弁にもありましたように、町長の熱意を伝えるためには直接要望が必要であると思ひます。積極的に要望していただきたいと思ひます。

また、ちょっと協道にそれますが、実は私もこの8月に中央要望に行かせていただきました。先生の事務所でお話ししておひますと、その事務所に国交省から雨竜川の災害の状況説明人ということでたまたまお越しいただきまして、同席させていただきました。なかなか厳しい災害対応ですから、非常に難しいと思ひますけれども、要望している最中にもそんなことに出くわすことがいろいろあります。その結果は、うちの渡辺議員が団長を務めておひましたので、渡辺団長のところには滝川の河川事務所から今後についてということで説明があつたように聞いておひます。そんなことを含めながら今後、先ほどJAさんとは共に要望活動されているということでしたが、町長のその熱意を伝えるためには周りの人間の協力も必要なのではないのかな。特に議長であるとか、先ほど話あつたようにJAの役員さんであるとか、商工会の役員であるとか、共に要請団をつくっていくのも一つの手かなと思ひます。そんなことが町長の考への中にあるのかどうかお伺ひしながら、質問を終わります。

以上です。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 鈴木議員の再質問にご答弁申し上げます。

国に関わる案件、それから道に関わる案件、それぞれやっぱり重みがあると思います。その要望に対しまして町を挙げてどのチームと組んでいくかということも含めまして、私は1人が行けばいいとは思っておりません。もちろんその予算の範囲もありますけれども、そんな中でチーム、タッグを組んで要請するというほうが、私とか理事者の中だけの情報ではなくて、町のまちづくりをするいろんな人たちとの情報共有になると思いますし、それから代議員制度を取っているこの今の状況では、やはり代議士の先生が地域の実情を知るという意味ではいろんな交流があるべきだと私も考えております。そういう案件に対しまして、皆さんとお近づきになりながら今後進めてまいる所存でおりますので、またいろいろ情報、お声がけしていただければありがたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、8番議員、渡辺倫代君。

○8番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

まず、国保保険料の扱いについてお伺いいたします。令和5年4月から全国の自治体におきまして地方税統一QRコード、LQRを活用した地方税の納付が始まり、スマートフォンなどで読み取ることで納付ができるようになりました。妹背牛町も固定資産税等にこの共通納税システムが導入されましたが、今後国は他の公金にも拡大していく見通しです。本年3月の総務省の調査では、国保税で導入する市町村は767市町村で、国保税を採用している市町村の約半数が導入しているということになりました。そこで、当町は国保税ではない国保保険料の扱いについてどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、妹背牛温泉ペペル改修後の施設運営計画についてお伺いいたします。改修工事が始まりまして約5か月以上が過ぎましたが、来年の5月連休前のオープンまで残り7か月となりました。これから次年度の予算要求が各課から始まり、温泉改修が終わり、オープンに関しての予算も当然組み込まれることと考えます。そこで、リニューアルオープンに向けての内なる準備計画についてお伺いします。また、改修による効果を最大限発揮するために、集客に向けての外に向けて行う経営的な準備計画をお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 渡辺議員の国民健康保険料の地方税統一QRコードを利用した納付につきましてのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、令和5年4月から全国の自治体で地方税統一QRコードの運用が開始されまして、納付書に印字されているQRコード、LQRを利用した地方税の納付が可能となっております。統一QRコードが印字された納付書では、クレジットカードやインターネットバンキング、スマホ決済アプリなどで納付が可能となり、納税者がより簡

単に納付できるだけでなく、自治体や金融機関の事務負担の軽減が期待されているところでもあります。地方税の対象となる基本対象税目は、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の4税目となっており、その他の税目、確定税額を納税者に通知する付加税額普通徴収分についても、希望する自治体は統一QRコードの利用が可能となっております。本町では、本年4月より基本対象税目であります固定資産税、軽自動車税種別割、その他の税目であります町民税普通徴収分で統一QRコードを利用した納付が始まっているところであります。

ご質問の国民健康保険料の取扱いにつきましては、地方税の場合は地方税のその他の税目に該当することから統一QRコードを利用できますが、保険料の場合は現在のところ地方税に該当しないということから統一QRコードを利用することができません。なお、国におきましては、国民健康保険料を含みます地方税以外の公金についても共通納税システムeLTAXを活用した収納について必要な検討を今後進めるとしてございますので、それらの動向を注視しながら対応したいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 私からは、議員ご質問の2番目のリニューアルオープンに向けての準備計画と改修による効果を最大限に発揮するための集客に向けての経営計画についてご答弁申し上げます。

最初に、リニューアルに向けての準備計画でございますが、フロント部門につきましてはオープン前に新しくなったペペルの内覧会を行い、リニューアル後のペペルを見学していただきたいと考えております。さらに、プレオープンを行い、地元住民に対し新しくなった妹背牛温泉ペペルに入浴していただきたいと考えております。また、近年人件費、光熱水費の高騰を受けておりますので、入館料を検討することにしてございます。また、レストラン部門につきましては、メニューのリニューアル、価格の改定を行う予定をしております。また、周知につきましては、広報、ホームページ、SNSなどを活用し、事前に町民などに対し、オープンに向け周知してまいりたいと考えてございます。

次に、改修による効果を最大限発揮するための集客に向けての経営計画でございますが、温泉施設の改修で温泉施設内部の雰囲気が変更され、サウナの強化、売店の強化、厨房の強化を行います。令和3年度の温泉施設改修に関する効果検証の報告の数値ではございますが、改修した場合につきましては10年間で約1.5億円の累積損失が出る報告があり、改修しない場合につきましては10年間で約4.1億円の累積損失があると報告がございまして、令和3年度の効果検証の数値でございますので、電気料金、燃料費の上昇がございまして、具体的な数値につきましては算定しておりませんが、これよりも大きい数値が予想されてございます。

今後につきましては、イベントカレンダーを設置し、例えば毎月11日や26日は風呂の日で入館料を半額にしたり、金曜日をビールの日としてビールを安価で提供したり、集

客に力を入れ、累積損失が少しでも縮まるよう努力してまいりたいと考えてございます。
ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8 番議員、渡辺倫代君。

○8 番（渡辺倫代君） まず、国保料の件についてですが、国保料と国保税というのは採用している自治体を選ぶことができるようになっていきます。国保税を採用している自治体の判断でこのたび767市町村が今回のQRコードを使うのに導入したということなのですが、来年以降はその国保税を導入する市町村がさらに増える見込みだと思えます。先ほど答弁にもありましたが、現在対象外の国保料についてはまだ白紙というのを新聞で読みました。ただ、白紙ではありますが、検討の射程には入るとのことでございます。それは、総務省はQRコードを推進しておりますし、国保料は厚生省になると思えますので、総務省と厚生省のこれから調整ということになると思えます。厚生省のほうはどうかと申しますと、検討をしていくということですので、その検討というのはそれを国保料のままするときシステム改修のタイミングや、また費用負担などが課題になってくるということでございますので、動きとしてはそれも含めてQRコードで納税できるようにしていくというのが流れではないかと思えます。

それで、先ほど申しましたように、国保税と国保料はどれを選ぶかというのは自治体を選ぶということになっております。私も最初は、議員になりましてからいろいろ不納決算が出たり、集めにくいということもあって何で税でないのだろうと思ったこともありました。今度その後介護保険料とかが出てまいりまして、介護が必要と認定されたとき介護サービスが利用できる介護保険料がやはり税ではないなというような認識にはなっております。ただ、関連する法令が異なりますので、その法令の法律に基づいて、例えば国保税は地方税法で収納されますので、保険税は時効が長いわけです。徴収権の消滅する事項が税になりますと5年ですし、保険料は消滅が2年です。ですから、自治体としてはすぐ2年で終わってしまうのか、5年間徴収することができるのかというのはやっぱり大きな違いになると思えます。ただ、保険税方式のほうが国保の運営者、要するに市町村にとっては有利なのですけれども、滞納したときに違いが出てくるということもございまして、これは妹背牛としてはどういう考えなのかなということが私の1点でございます。

それで、予算審査とか決算審査の折のノートを読み返しますと、昨年でしたか、予算審査のときに税に対する考え方を検討していただくという意見が出てきたように記憶してございます。それは、この国保料もそうですが、ちょっと外れますが、公営住宅の滞納が増えている、水道料の滞納が増えている、そういうことが一般財源を圧迫するのではないかという心配がございまして、税に対する考え方を検討していただくというのがそのときのご意見で出ていたように思います。その件について町長のお考えはどうかとお聞きします。

それから、国保税と国保料の件なのですが、平成30年のデータなのですが、北海道に

おいてはうちの町のように、妹背牛の町のように国保料方式を用いているのが23市町村です。それは、平成30年のデータです。保険税方式は156市町村です。やはり徴収しやすいのは税方式ですので、23に対する156ですから、大方の市町村が税方式を用いているということになると思います。妹背牛は数少ない保険料を採用しているのですが、このほかの自治体に対する、ほかの自治体はそういうのが多いのですが、町長は保険料と保険税に対する考え方をどのように思っておられるのかというのもお聞きしたいと思います。

次、ペペルの件なのですけれども、学校の統合新庁舎も長い先送りとなりました。それで、明るい話題が見つからない中、ペペル温泉が10億かけて大改修されるということは、10億は確かに不安材料なのですけれども、本来なら大変楽しみな喜ばしい話題のはずなのです。だから、工事の間は静かに見守っているのですが、これからの8か月間大改修が終わるまで町民の人にも、外に対しても、それから地域以外の人に対しても分かりやすく楽しみな、希望が持てる計画をまず町民の方々に示していただきたいと思います。それできなければ、地元とかけ離れた10億になってしまうと思います。何と云っても、オープン当初がとても大事であります。今年4月27日の行財政の調査委員会におきましては、リニューアル後のこととしてレストラン仕入れの関係は終わっているというような報告を受けていますが、今回聞きたいのは外に向けての様々な催しであったり、イベントです。先ほど集客に向けての地域以外からいらしていただくとか、そういうこと、内覧会であるとか、レストランであるとかというのを計画していただけると思いますので、今工事が行われている間に機運といいますか、完成を待つ高揚感のようなものを町で作り上げていただきたいなと思います。大事なオープン時期となりますので、例えばオープンが連休前でございます。パークゴルフ、それからうらら公園が使用できる春から夏にかけて、ペペル温泉と公園を一体化しての集客の計画をぜひ町民が楽しみにできるように立てていただきたい。町長、いかがでしょうか。

○議長（広田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 渡辺議員の国保料の関係の再質問についてご答弁申し上げます。

まず、税と料の本町の考え方につきましては、国民健康保険法におきましては加入者が医療機関にかかった際の保険給付費、あるいは保険事業の運営に関する費用については保険料で集めることを原則としながら、保険税で集めることができるようにもなっております。その選択は議員ご指摘のとおり市町村の判断に任されているところでございます。

国民健康保険制度が社会保険方式で運営されているとの位置づけなどから、国としましては保険料への移行が望ましいというような見解を出したこともございます。本町におきましては、こうした国民健康保険法の趣旨や国の見解等も踏まえ、保険料方式を採用しているところでございます。今後につきましても、これらの考え方に基づき保険料をベースとした徴収を検討しているところでございます。

もう一点の国の国保料を含む地方税以外の公金の取扱いの状況につきまして一部お話がありましたので、現在国ではe L T A Xの次期更新時期である令和8年9月の実現を目指しまして、統一QRコードによる収納の拡大について関係省庁間で協議していくというような方針となっておりますが、その検討状況につきましては公表されたものはなく、内容を把握することは現在のところできてございません。なお、統一QRコードがもし導入された場合につきましても、それらの地方税以外の公金につきましては自治体の任意で採用するような形となります。本町のような小規模自治体におきましては、加入者が町内に限る税目、料目につきましては、取扱い件数が少ないと想定されてございます。運用に当たりますと、議員ご指摘のとおりシステム改修や取扱い手数料の経費負担が必要となることから、費用対効果を考えながら慎重に運用すべきか判断する必要があると思っております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、副町長。

○副町長（滝本昇司君） 再質問についてご答弁申し上げます。

なお、先ほど課長からの答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦いただければと思います。集客計画の一環として周知の関係になりますが、施設のプレオープンをはじめ広報やホームページ、SNSによる周知のほか、オープン直前やオープンしてからの数か月間、事業所、町内会、老人クラブなど各種団体へのアプローチ、そのほか店舗や集客施設にチラシやポスターの設置依頼など、これらを効果的に行うことも考えてございます。また、具体的な内容については今後協議することになっておりますが、例えばオープン記念キャンペーンの実施、あるいはイベントカレンダーによる数種の安価提供日の設定などについて取組を考えてございます。また、町政懇談会等の場におきまして、開催までに決定したものがあれば周知、説明をしたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員の再質問に対して附則と申しますか、お話をさせていただきます。

最初に、国保料を国保税に変えるということのメリットは、先ほどお話ございましたように私も議員時代一緒に考えておりました。徴収行動が消滅まで2年という短さと、それから消滅まで5年という長さ、この中で確かに徴収が難しい人というのは一定程度存在しておりますし、それが5年になることによって町財政を少なからず、小さくあっても圧迫する可能性があるということは私も認識しております。ただ、申し上げましたように、これはQRコードのほうに向かって今総務省、厚生労働省が時間をかけて検討しているところでございますので、私たちの町がシステム改修費と、それからランニングコストの負担ということを考えますと、この町財政が合理的に運営していけるようなお金の流れになっているのかということをやはり一番気にするところでございます。ですから、特にQRコ

ードは若い方が増えて、これから利便性が高くなっていくと思いますけれども、その利用者の人数が保険料のときとどういうふうに異なるのかという計算をやっぱりしながら進めていかざるを得ない財政状況に今あると思われま。ですから、国の方針にのっとっていく流れには私も賛成をしているのですけれども、この町の現状、財政の在り方、それからランニングコストです。システム改修と聞こえはいいのですけれども、これ全部電子決済になっていくので、その手数料も含めてこれから慎重に検討しながら国の方針と調整をしていく考えでございます。ですので、今のところここで即断できるという話ではございませんので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、妹背牛温泉ペペルについて、今外に向けてのイベント、機運を盛り上げると。それから、楽しみにしていただけるような宣伝をすると。これは、もう全てのマーケティングの基本だと思われま。問題は、これ民間企業ではなくて10億をかけてやるうちのもちろん7割、8割は国からの交付税が入ってくるという前提で行われる仕事なもので、私たちの単費がどんどん出ていくという形では、最初のイニシャルコストに多額なお金が必要になるというわけではございません。問題は、地方交付税が入ってくる時の、先ほど国会議員に向けて、あるいは道に向けて第2次の予算要望をするという中で、自分たちのお金をなるべく出さずにリニューアルの改修のお金をまずは引っ張ってきたいというのが一つでございます。問題は、議員も御存じのように、このところウクライナ紛争以来燃油、物の値段、それから人件費も含めて非常に明るい話題というよりは、比較的暗い話題が多うございます。もちろん、ですから人を集めるためにも、人件費の部分におきましても値上げをしていかざるを得ないし、そんな中では今約30年近くにわたってこの北空知近辺では500円の入浴料ということで、これははっきり言いますけれども、赤字を覚悟の上で近辺がやはり横を見ながらやってきたこの30年の流れでございます。それが安いかといいますと、やはり安いと思いま。この中の流れを変える一つのチャンスは、リニューアルというチャンスを使う。そこに人件費、それから新しい食材、新しくしたことによって魅力を伴いながら、やはりこの中にはある程度の利益、つまり赤字にならない方向で展開していかなければいけないという、そんなに明るくない話題も実は水面下には含まれております。ただ、問題は外に向けてのイベント、機運を盛り上げるということでは日替わりの、男女浴室が変換するということ。それから、現在の男性側の浴室のほうに新たに電気風呂を設けると。これは、電気に関しては好き嫌いございますけれども、そういうことも含めましてサウナの魅力、それから新しい調理場から出てくる料理の魅力も含めまして、総合的に外に向けてのイベント、機運を盛り上げる。町民はもちろん、そちらのほうにも力を入れていきたいと考えております。

問題は、年間券は廃止されて半年券にはなったのですけれども、半年券が今のところ3万円ということで、計算しますと、90日で割りますと500円どころの話ではなく、170円か200円ぐらいでしょうか、270円ぐらいですか、それぐらいで推移しているところで、結局あそこの重油をたいて温泉の温度を多少加温しなければいけない。もちろ

ん源泉かけ流しのうたい文句はそのままございまして、湧き上がってくる温泉に対して手は加えておりませんが、加温しなければいけないという実情もございまして。そういう意味では、町民の方に今までどおりのサービスを潤沢に行うという形でいけるかどうかは非常に検討の予知があり、皆さんともご相談をさせていただきながら、いい着地点を見いだしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

8 番議員、渡辺倫代君。

○8 番（渡辺倫代君） 先ほど課長から答弁いただきましたが、その後町長からも答弁いただきました。

国保税に関しましては、QRコードは取扱い件数が少ないということで慎重に判断していくというのもとても大事なことだと思います。令和3年の国保の不納欠損額は44万6,100円で、令和4年はこれから決算審査が始まりますが、33万3,900円ということです。徴収権の時効は、先ほどから申し上げていますように2年間です。時効の消滅が5年ですと、もう少し待てるのではないかなという気もいたします。ただ、この数字として不納欠損額が表れるのですが、お金が入りましたら各滞納分は未払い分に振り分けるような大変丁寧な対応を担当の方はされておりまして。大きな自治体のように徴収は委託に任せて終わり、それでは妹背牛は違います。当町は、職員の方がその滞納者の方に関わる同じ町民であります。関わらないわけにはいかないというのが現実なのです。ですから、苦心されて納付していただくように努力はされているのですけれども、不納欠損がどうしても出てしまうというのが現実なのです。これは国保料だけではなく、水道や、それから町営住宅でも同様でございます。今回の通告の質問は、国保料がQRコードのそのシステムに入れるのかどうか、これはどうするのかというのが一般質問の趣旨ではございましたが、先ほど来町長もちょっと話していただいておりますが、町長の税に関する見解を再度お聞きしたいと思います。

それから、次に振興公社、妹背牛温泉に対しましては、私も議会に入りましてから毎年3,000万、5,000万という赤字補填の議題が必ず行財政調査特別委員会に上がっております。予算審査のときに附帯意見がペペルの件でつけられたこともございました。そんな中、先ほど交付税が来るとおっしゃいましたが、10億かけた大規模改修工事の後、やはり経営は町長にも大きな責任があると思います。ですから、学校建設が延期になったときに町長は本当に、町長もその延期になったことは大変苦しい胸の内だったとは思っています。ですから、責任を痛感されているということで責任を問われても仕方がないとか、私の判断の責任だと周知しているとか、責任は甘んじて受けるとか、もう何度も何度も責任という答弁を行財政でなさいました。今までどのように責任をお取りになられたのか、なられるのか分からないのですが、だからこそこの温泉では実に年間予算の4分の1をかけるわけですから、失敗は許されません。令和3年のドーコンの施設改修の基本設計のと

きに様々な前提条件を入れまして、初年度で2,000万の赤字は出るだろうと。10年目には、地域の人口減少等により3,000万の赤字の要請を示しておりました。先ほど町長が入館料の話もおっしゃいましたので、私も付け加えたいと思いますが、入館料は本当に周辺施設と競合でございます。既に平成30年から一度も上がっていないと。一度行財政のときに、町長が言われましたが、まあぶがでしたか、600円に上げたときにまたすぐ元に戻したような経緯もございました。入館料に対しましては、第9次の総合計画が出てきて、まちづくりが決まったときに決めるということを平成30年にはおっしゃっているのです。でも、それはスルーでした。最近の行財政の調査特別委員会などでは、今は工事が終わってからと会議のたびに後回しになっています。町長も先ほど検討に値するとおっしゃいましたので、各周辺の町との共通点、それからその料金も含めてもうそろそろきちっと協議して決めておくべきだと思います。

先ほどから申し上げておりますが、町長がおっしゃったように水面下では大変慎重な計画が求められると思います。機運を盛り上げて話題をつくって、しかしながらその水面下では非常に慎重な計画が求められると。町長として、また振興公社の社長としてその手腕が問われると思います。そうやってリニューアルオープンに向けて社長としての心づもりをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、国保料から税への移行の考えについて再度問われました。私先ほどお答えしましたように、その消滅を、2年で終われるというふうに、もし滞納者がその数字を知って、それに対応して動きをしているということがあれば、それは非常にゆゆしきことであると思いますけれども、これぐらいの情報は滞納なさる方も確実に理解していると思います。ですから、先ほど議員がご指摘くださいましたように、私の町ではその消滅までの2年間、消滅に至らないようにいろいろな努力をして、職員が今苦心しながら徴収行動を取っているところでございます。問題は、これが消滅が5年になったからといって、その行動をしなくていいということにはならない町村の規模だと思っておりますので、今のところは国の厚労省及び関係省庁間で今協議していく方針の中でどのぐらいのランニングコストか、やはり経費の問題と検討しながらこれは考えていくべきだと考えております。将来は税になる可能性も否定はしておりませんので、そのところご理解をいただきたいと思います。

それから、妹背牛温泉ペペルですけれども、これに関しましては確かに平成30年に値段を再議論するという提案をしたと思っております。問題は、それ以降、1年後ぐらいからやはり3年間コロナの影響でそれを検討するというような時期ではないという判断をいたしました。それから、もう一つはうちがまだそのリニューアルに向けて方針転換を發揮するかどうかという時点でもございませんでしたので、その時期にはそれこそまあぶという温泉が一度単独で600円という数字を出して、何か次の月か2か月後にはもうそれを

撤回したという苦い記憶もございます。これに関しましては、近隣の情報もしっかり集めておりますし、それから空知の中では確かに中空知のほうが若干高くなって、南空知のほうはかなり札幌に近い値段のほうに動いていると聞いております。また、民間の活力を入れた企業を入れているところはやはり高止まりして、いろんなサービスもまた付加されていると聞いています。これに関しましては、非常に町民サービスという部分と、それから集客、つまり外からも来てもらうということのバランスの中でどちらを優先にするかということを中心に考えているわけではなく、町民が安いから来るというだけではなく、町民も喜んでこれぐらいの負担なら私たちもして、ここを盛り上げていきたいと、そういうような着地点を目指すために今数字の議論も中で進んでおりますし、それからその中で外に向けてのイベント、機運を盛り上げる流れをこれからも議員の皆さんにも相談しながら大きなテーマをこれから決めてこの8か月進んでいくと思っております。またご理解とお力を貸していただければと思います。

以上によって答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 以上で8番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（広田 毅君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員、佐々木和夫君。

○2番（佐々木和夫君） （登壇） 昨日、今日と熊が出たということで、我々議員も昨日は局長のほうから連絡来て、今日はまた新たにA4の紙で報告受けて、1か所だけだったと思ったのが3か所も2か所も出たという、僕のふるさとの9区でも出たということで、これもこの時期ですから、昨年までは夏頃出ていたなと思っております。秋になればドングリや何かがたくさん出るのかな、高温障害のため食べ物がなかったのかななんて思っております。皆さん方も一緒だと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

本町の公営住宅は、この何年かで北斗団地、また稲穂団地のような建築が進んでおります。そこに入居されている方は、年数のたった古い住宅に住まわれていた人が多く、住宅解体に伴い優先的に新しい住宅に入居されております。古い住宅に住んでおられた方は、高齢の方が多く、町内会には入っていただけるのですが、町内会の役員はお断りするというようなこととございます。また、棟の中には班長さんがおられるのです。この班長さんもなかなか決まらないというのが現状になってございます。近年建っているこの北斗住宅

だとか、稲穂団地のような住宅は共用の部分、つまり廊下ができているわけです。そして、玄関もあると。これは共同で12戸なら12戸が使う部分でありまして、共用の部分には電気料が当然発生しますし、この電気料というのは町内会の道路につけてある防犯灯とは別に各棟で北電にお支払いをしないといけないところがございます。また、住宅に住まわれている人方は、ご承知のとおり住宅周辺、おおよそ10メートルほども幅あるのでしょうか。そこの草刈りだとか、住宅正面の除雪等に料金も発生しますし、その徴収も行っているわけですが、この徴収作業もかなり高齢の方には負担だと聞いております。そこで、町として住宅の共益費の目的で住宅料と合わせてこういうものを徴収できないのか、お伺いしたいと思います。

次に、2番目にエアコンの関係のお話をしたいと思います。道内では6月の気温が戦後最高となり、平年より2.5度も高くなっておりました。これは1946年の統計開始以来最も暖かく、これは7月に入っても各地で気温が上昇し、空知管内の近隣では秩父別町さんが31.6度となり、各地で30度超えの真夏日になったわけでございます。北海道でも夏日、真夏日が続く日が8月まで続き、さらに今月の上旬まで気温の高い日が続いておりました。小学校、中学校、あるいは認定こども園等で子供たちの体調管理にはかなりな心配をされていたのではないかなと思ってございます。そんな中で、北海道では痛ましい事故が起きてございまして、伊達市の小学の2年生の女の子が体育の授業終わってからですか、倒れて病院に搬送されておりましたが、亡くなってしまったということでございます。そうした中、質問の1つ目ですが、本町では熱中症にかかったり、体調を崩した生徒さん方がいたのか。

また、この役場庁舎内も大変暑く、我々議員も3階に上がってくるのですが、かなり暑い。そして、僕が一番よく聞いたのは、住民課の窓口申請に来られた人方が、再三役所というのはやっぱり皆さんもちょっと緊張する面があるのです。緊張した中で申請書を書き、それも一回で済まないようなものもあるわけです。大げさに言うと10分以上かかるかなと思ってございます。そういうことで、庁舎にもエアコンを導入する考えはないのかと。この2点、先ほどの住宅の問題とエアコンの問題について質問したいと思います。よろしくお願いします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから1番目の公営住宅共用部分の管理についてご答弁申し上げます。

本町における町営住宅は、平成5年度以降に建設している住宅は集合住宅タイプで順次建設し、現在管理している集合住宅タイプの町営住宅等の数は22棟136戸であります。建物の出入口を1つにすることにより、入居者の日常管理の負担軽減を図れることがメリットであると思います。しかし、そのような構造上、建物内に共用スペースができ、入居者が共同で管理する必要が生じます。本町の町営住宅管理条例では、共同施設は入居者の

費用負担義務と定義されており、住棟内の共用部分、駐車場等の除雪や建物周りの草刈りなどがそれらに該当するものと思われます。このことから共用部の電気料金については、入居者が負担すべき費用であります。各戸の電気使用料の支払いについては、各戸で電気事業者と契約し、直接支払いをしていると思いますが、共用部についても同じ考え方となります。共用部の電気メーターについては住棟単位で設置しており、設備の構造上電気事業者が個々の入居者に共用部の支払いを分割して請求することができないため、各住棟に管理組合をつくっていただき、供給契約の相手方となり、電気料を支払っていただいております。また、夏の草刈りや冬期間の除雪等も同様に各住棟単位で事業者と直接契約をしていただいております。

質問でありますこれらの費用を住宅料と合わせて徴収できないかとのことでありますが、議員おっしゃるように入居者の高齢化が進み、各住棟の管理組合の機能がうまく機能していないところもあるのは認識しております。仮に草刈りや除雪を町で発注した場合を想定すると、契約相手は企業となりますが、企業側も人手不足が続いており、契約が成立しないことも想定されますし、契約が成立したとしてもコスト面での割高も考えられ、入居者の負担が増えることもあると思われます。これらを考慮すると、草刈りや除雪は依頼する側により金額は変わるので、今までどおりに各住棟の管理組合が直接契約するほうがコスト面で有利だと思われます。共用部の電気料金については、契約者が管理組合であれ、町であれ、支払い金額は変わらないので、検討する余地はあると思います。このことから、共用部の電気料金については一つの方法として住宅料と合わせて徴収する方法もありますが、ほかにも入居者の負担軽減につながる方策はないか考えてまいりたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、教育課長。

○教育課長（川上善樹君） 私からは、佐々木議員のご質問の2点目、小中学校の熱中症対策についてご答弁申し上げます。

今年の道内はご承知のとおり44日間の連続真夏日を記録し、本町でも8月だけで15日間の真夏日を記録しました。特に夏休み明けの8月23日から25日の3日間は猛暑日に迫る暑さとなり、昨年あまり暑い日はなかったのですが、一昨年も7月中旬から8月上旬まで真夏日が続きました。地球温暖化で気温の上昇は、夏場を問わず熱中症対策を考えなければならない深刻な状況となっております。

本年度熱中症にかかったり、体調を崩した児童生徒はいたのかというご質問ですが、小学校では小学6年生の男子児童が8月24日の午前中に頭痛と目の痛みを訴え、病院を受診したところ熱中症と診断されました。そのほかにも猛暑の影響か分かりませんが、微熱や吐き気、目まいなどの症状により休む児童や熱中症の疑いと診断された児童もいました。中学校では熱中症と診断された生徒、体調を崩した生徒はいませんでした。また、8月には道内全域で熱中症警戒アラートが発令され、全公立学校の3割が下校時間を繰り上げたほか、道内で初めて暑さによる臨時休業を行う学校もあり異例の事態となりました。

続いて、来年度に向けてエアコンの導入の考えはないのかというご質問ですが、8月31日の北海道新聞空知版には全学級に設置済みの自治体は約4割と掲載されていました。これは普通教室の数字です。本町は普通教室には設置していませんので、設置率はゼロ%となっておりますが、令和2年11月に小中学校ともに保健室とパソコン室に設置しています。先ほども少し触れましたが、地球温暖化の影響で来年以降も今年のような暑さが続く可能性もあることから、小中学校よりエアコン設置についての強い要望がありました。現在、来年度に設置する方向で準備を進めております。何よりも熱中症等による健康被害から児童生徒たちを守るため、そして学習しやすい環境づくりのため関係機関と連携を図りながらこの事業を進めていくことを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 私からは、議員2つ目の熱中症対策についての質問のうち役場庁舎に関してご答弁申し上げます。

教育課長の説明でもありましたが、本年は30度を超える暑い日が8月末まで続き、これまでになく長い暑い夏は、議員ご指摘のとおり職員の業務にも影響を与えるほどでございました。庁舎内には扇風機はあるものの、その暑さを若干緩和する程度で、職員は水分補給など個々人で何とか対応してくれ、議員ご質問の暑さにより体調を崩した職員につきましてははないとの認識でございます。

続きまして、来年度に向けての役場庁舎へのエアコン設置についてでございますが、まず町内の公共施設のエアコン設置状況では、保育所、診療所の一部の部屋に限られており、各方面からは役場庁舎もちろんそうですが、それだけではなく福祉施設などへの設置についても多くのご意見をいただいているところであります。しかしながら、イニシャルコスト、ランニングコストともに現在の財政状況を考えると、全ての施設に今すぐ整備を行うことは困難な状況でございます。今後におきましては、施設ごとにその必要性、緊急性、優先順位などを総合的に判断しながら、エアコン以外の方法なども検討しつつ、次年度以降の取組として順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐々木和夫君。

○2番（佐々木和夫君） 住宅のほうは、今課長からのお話である程度の考えはあるのかなと理解してございます。

次に、エアコンの関係なのですが、教育委員会のほうのお話を今承ったところで、これ次年度に計画されているようなのだけれども、今はかなり気温も下がってきているわけなのですが、ほかの市町村では前倒しで一部取り付けられるところがあると聞いてございます。来年度に設置されるのは分かるが、一部前倒しでできないのかお伺いしたいのと、それと国のガイドラインなのですが、暑さ指数の測定とあるのですが、これ学校の先生方、教頭さんがするのか、校長先生がされるのか知らないけれども、体育なら体育の事前に温

度を測って、30度以上は外は出ないとか、そういう指示の暑さ指数というのを、このガイドラインも本町の学校は利用されているのか。

もう一点、現在まで小学校ではコロナ対策で冷風機を入れられたわけなのだけれども、この冷風機をエアコン設置とともに、要らないとは言わないけれども、エアコンをつければ冷風機はおよそ使わないのかなと思うので、この冷風機に対してエアコンをつけた後どうされるのか、それもお聞きしたいかなと思ってございます。

それと、総務課長がおっしゃられた役場庁舎、やはり公共の施設の中で行政をつかさどるこの庁舎というのは一番最後にされるのかなと思ってございます。ただ、近隣では新築だから当然深川市役所はついている、雨竜市役所もついている。僕の記憶では北竜役場もついていたような気もするのですが、これ勘違いかもしれませんが、どこの町村もその庁舎の関係においてエアコン導入ということも考えているので、やっぱりすぐはつけられないにしても、なるべく庁舎も快適な業務できるようにしていただきたいかなと、それだけでございます。その4点ですか、それに対して再質問いたします。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、佐々木議員の再質問についてご答弁させていただきます。

3点あったかと思いますが、まず1点目の今年度中に前倒しで補正を組んでエアコンを設置することはできないのかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり熱中症は命に関わる危険な病態であり、対策は喫緊の課題であります。今年の異常な暑さを考えますと、一刻も早くエアコンを設置し、子供たちに快適な環境の中で学校生活を送ってもらうことが一番だと感じております。しかし、一方で今年度にエアコンを設置した場合は全額町単費での対応となります。12月に補正した場合、縦覧等の関係で1月頃の入札となり、発注後工事に入ったとしても室外機の設置は足場を組んでの作業となるため、雪のある中での作業は困難でもあり、工事期間についても年度内での工事完了が厳しい状況であります。今年の暑さで他の自治体もエアコンの設置を検討していることもあり、発注が集中し、納期が遅れることも懸念されます。また、基本的な作業については教室での作業がメインとなりますので、春休み期間を利用しての作業になることが想定されますが、夏休み期間と比較すると期間が短く、教室内の設置が終わらない可能性も出てきます。いずれにしましても、実際に稼働できるのは夏休み明けになる確率が高く、さらに財政力の低い本町では単費での対応は難しく、納期及び工事期間の関係からも今年度の設置は難しいと考えております。

次に、2点目の今夏の教室の暑さ対策はどうしていたのか、ガイドラインで暑さ指数測定などはしていたのかというご質問ですが、管内で猛暑日を記録した8月23日から25日の3日間は暑さをしのぐ対策として、普通教室などに扇風機、冷風機やポータブルクーラーなどを活用しましたが、今年のような猛暑の場合は効果は限定的で、快適な学習環境

を確保するところまでは至っておりません。暑さ指数測定については、熱中症対策ガイドラインにも記載されています暑さ指数計を用いて計測し、この3日間は暑さ指数がレベル5の危険を示したことから、小中学校ともに暑さがピークになる前に授業を繰り上げて下校させたり、体育の屋外の活動を中止、遠足の延期、部活動の中止、またエアコンが整備されている保健室やパソコン室で各学年交代で授業を行うなどの対応を取りました。暑さ指数を測定する場合は、活動場所ごと、活動時間ごとに指数を測定しております。

続いて、3点目になります。学校にエアコンがついた場合、学校で今まで使っていた冷風機などはどうなのかというご質問ですが、仮に普通教室と特別支援教室のみエアコンを設置した場合は、エアコンの設置しなかった教室、例えば音楽室や理科室などの特別教室に今まで使っていた冷風機やポータブルクーラーを設置する考えです。また、2年前の猛暑のときに学校の夏休み期間を利用して役場庁舎に学校から借りてきた冷風機を設置したことがありますので、全ての教室については学校で不要になった冷風機などについては役場庁舎に限らず公共施設全般で再利用する考えを持っております。ただ、その際には所管替えをする必要が出てきますので、総務課と相談しながら進めていくことを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 再質問いただきました役場施設へのエアコン設置についてご答弁申し上げます。

公共施設へのエアコン設置については、多額の費用が見込まれるということをお先ほど申し上げました。そのほとんどは補助金などの対象外となっていることから、現時点では設置年度など順番をご提示することはなかなか難しいと考えてございます。役場の優先設置のご提案をいただき大変ありがたく思っておりますが、施設利用者などを熱中症から守る必要性を鑑み、老人保健施設など福祉施設の優先度はやはり高いというふうに考えております。今後におきまして、予算の確保を含めて関係者とも充分検討を行いながら、次年度以降の事業として順次検討してまいりたいと考えております。役場庁舎につきましては、近隣では沼田、秩父別は一部の部屋だけがエアコンを設置しておりますが、執務室はエアコンがないというふうに伺っております。それ以外は、議員おっしゃったとおりかと思っております。当町役場庁舎につきましては、築40年を間近に控えまして、暖房設備、外壁、屋上防水、エレベーターなど多くの設備で改修が必要となっている状況でございます。その改修にも多額の費用を要することが見込まれております。そのため庁舎内の熱中症対策については、エアコン以外の対応も検討するとともに、今後エアコンの設置も含めて全体の改修計画についても議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○2番（佐々木和夫君） 結構です。

○議長（広田 毅君） 以上で2番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

次に、1番議員、田中春夫君。

○1番（田中春夫君）（登壇） 発言通告に従いまして、質問いたします。

自衛隊の個人情報提供についてです。最近新聞などで自衛隊の応募者が減少傾向をたどる中、自衛隊の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前に増して強化されています。特に防衛省が自衛隊や自衛官候補生の募集に関し、必要だとして募集対象の住民基本台帳情報4項目、氏名、生年月日、性別、住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対象から逸脱しています。個人情報保護法は厳格に守るべきと考えますが、お伺いして再質問を留保して終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 田中議員の自衛隊への情報提供についてのご質問にご答弁申し上げます。

6月定例議会の答弁と一部重複いたしますが、自衛官等募集事務につきましては、市町村の法定受託事務と定められてございまして、自衛隊法第97条第1項で都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事、または市町村長に対し必要な報告、または資料の提出を求めることができると規定されてございます。

令和3年2月5日付防衛省・総務省連名通知では、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上特段の問題を生じないとされてございます。また、国の個人情報保護委員会では、自衛官等募集対象者情報の提供は自衛隊法施行令に基づく事務であり、個人情報保護法における個人情報の利用及び提供の制限の例外に該当するとの見解が示されているところでございます。

以上のことから、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため、住民基本台帳の一部の写しを用いて自衛隊へ情報提供を行うことは、法令に基づく情報提供と解釈されているところでございます。本町では、これらの解釈に基づき法令に基づいて防衛大臣からの情報提供依頼に応じて自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報の提供をすることとしてございまして、令和4年度からその年度に18歳及び22歳になる方の氏名、生年月日、性別、住所の住基4情報を紙媒体により提供しているところでございます。個人情報保護法は厳格に守られるべきとのご質問につきましては、本町としても法令に基づきまして厳格に守られるべきものとの認識、考え方を持っております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番議員、田中春夫君。

○1番（田中春夫君） 適性名簿の自治体への提供についてですけれども、自治体が依頼して応じているのではないことは今、2003年4月23日に開かれた衆議院個人情報保護法に関する特別委員会では、当時の新聞報道を含め自衛隊への適性した名簿を提出、求

める問題が集中的に審議されました。このとき当時の石破茂防衛庁長官が名簿提出について、私どもが依頼しても答える義務というのは必ずしもございませんと。私どもは依頼しているわけでございますし、そのことについて考えられないということであれば、それはそれで仕方がないということでございますという答弁もしております。この答弁に見られるように、国から通知される募集対象の個人情報提供の依頼に対して自治体が応じる義務はないと考えます。そうした政府の見解について、その点についてお伺いして、再々質問を留保して終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 田中議員の再質問にご答弁させていただきます。

令和3年2月5日の防衛省・総務省連名通知によりまして、多くの自治体がこの取扱いをどうするか検討されているところでございます。本町におきましても、それまでは閲覧により住基4情報の提供を行ってございましたが、この両省連名通知によりまして住民基本台帳法上特段の問題を生じないとされたことから、それ以後の対応を検討したところでございまして、また先ほどもご説明しました国の個人情報保護委員会におかれましても情報の提供が例外措置に該当するというので、この情報の提供は法令に基づくものだと解釈されたことから、本町におきましても令和4年度から紙媒体への情報提供を始めたところでございます。

先ほどの2003年からの答弁からは、現在その状況が変わっていると判断してございまして、この令和3年度の通知以後新たな対応方針を検討し、本町としての対応を現在の方法に改めたところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、田中春夫君。

○1 番（田中春夫君） 個人情報を無条件に提出できないということを考えて、個人の同意がある場合だけで提出、そのことは個人情報を厳格に守られる重要なものだと考えます。

この点についてお伺いして、質問を終わります。

○議長（広田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 田中議員の再三質問にご答弁申し上げます。

自衛官等の募集案内を配付するために募集対象者の情報を提供することは、現在のところ本人の同意は必要とはされてございません。ただ、6月のご答弁でも申し上げましたが、除外申請という、自衛隊にご自身の情報提供を望まない方への配慮として自衛隊へ提供する情報から除外する制度を設けている市町村もございまして、6月の答弁では本町でもそれらの検討をしたいということでご答弁申し上げてございましたが、現在は次回の情報提供、多分令和6年の4月頃自衛隊から再度の情報提供の時期になるかと思いますが、それまでに除外制度を運用できるよう現在準備を進めているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 田中議員の再々質問に対して、今担当から申しあげましたように、令和3年2月5日の防衛省・総務省連名通知があるまでは、議員おっしゃるようにデータは目視で見てご自分で書かれていくということでした。この通知以降、法的にこれは問題がないという判断を私も下しまして、妹背牛町から紙媒体による連絡をしてもいいということで方針を多少変更しております。これに関しましては、確かに議員ご指摘のように個人情報保護法施行令のほうからグレーゾーンではないかという議論が弁護士団体のほうからあるのも熟知しております。問題は、それに対しましては個人情報保護条例の中身を変えるという政府の方向は今のところございませんので、私たち自治体の配慮としてそれは独自に除外申請の手続の可能性も検討したいということで今ご答弁させていただいたとおりでございます。

ご理解をいただき、ご答弁とさせていただきます。

○議長（広田 毅君） 以上で1番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（広田 毅君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、10月2日は午前9時より本会議を再開します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員